

アレルギー性紫斑病の登録に関する調査研究

研究協力者： 小宮山 淳 信州大学小児科教授

研究要旨：アレルギー性紫斑病は、平成10年2月申請分から対象基準が改正された。この基準改正に伴う登録状況の変化を一部の地域について調査した。血友病等血液疾患に占めるアレルギー性紫斑病の割合は、まだ十分な登録数が得られなかったが、調査地域によってかなり異なっていた。長野県においては、基準改正前と比較し改正後には減少している傾向がみられた。アレルギー性紫斑病の中で、腎合併症がなく発症後2月以上にわたって紫斑が持続する症例についての調査が必要と思われる。

A．研究目的

平成9年12月、「小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患について」の一部改正がなされた。アレルギー性紫斑病については対象基準が 発病後2か月を経過したものと変更され、平成10年2月申請分から適応されることとなった。

そこで、この改正によって本疾患の登録状況にどのような変化が現れているか検討してみた。

B．研究方法

平成10年4月以降における、アレルギー性紫斑病の登録状況を、一部の地域について調査し、以前のそれと比較検討した。

調査対象地域は、長野県、東京都、岐阜県、静岡県、三重県、佐賀県、宮崎県、宮崎市とした。

調査期間は、長野県については平成10年4月～12月、その他の地域に同年4月～10月とした。

血友病等血液疾患の中で占める割合を算出し、基準改正前のデータと比較検討を行った。

C．研究結果

まだ十分な登録数がなく、地域によるばらつきが大きかったが、長野県について一定の傾向をみることができた。(表1,2)

血友病等血液疾患の中でアレルギー性紫斑病が占める割合は、長野県では基準改正前の平成9年4～12月には37.3%であったが、改正後の同時期には26.2%と減少傾向がみられた。全国的には、平成6年度の数値が33.2%であり、この数値と比較しても低くなっていた。

D．考察

「小児慢性特定疾患治療研究事業」は慢性疾患を対象とするものであり、この度の対象基準改正は妥当なものであろう。この度の調査からは、まだ明らかな結論は得られなかったが、対象患者は減ってきている傾向が伺われた。しかし、アレルギー性紫斑病患者の中で、改正基準をみたすものが実際にどの程度存在するのか不明である。この点については、これからの検討課題と思われる。

表1 平成10年度におけるアレルギー性紫斑病患者の登録数

地域	期間	血友病等血液疾患(A)	アレルギー性紫斑病(B)	B/A(%)
長野県	4～12月	126	33	26.2
東京都		21	8	38.1
岐阜県		7	1	14.3
静岡県		4	2	50.0
三重県	4～10月	1	0	0
佐賀県		2	2	100.0
宮崎県		19	9	47.4
宮崎市		4	1	25.0
計		184	56	30.4

表2 対象基準改正前におけるアレルギー性紫斑病患者の登録数

地域	期間	血友病等血液疾患(A)	アレルギー性紫斑病(B)	B/A(%)
全国	平成6年度	14,482	4,813	33.2
長野県	9年度	259	92	35.5
	(4～12月)*	177	66	37.3

* 表1の登録数と比較するため、同時期の登録数を示した。